

別表 1

目 的	許 可 対 象 者	鳥獣の種類・員数	許 可 の 期 間	許 可 区 域	方 法																														
<p>有害鳥獣捕獲 (対処捕獲・予察捕獲)</p>	<p>特別の事由がない限り、原則として次のいずれにも該当する者</p> <p>1 被害者又は被害者から依頼された者であつて、愛知県に住所を有する者、若しくは、その者の所属する公署等が、愛知県に所在する者</p> <p>2 法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当しない者</p> <p>3 法第2条第6項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取得者であり、かつ、規則第67条第2項第1号若しくは第2号に該当する者</p> <p>ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、次の場合は許可できる。</p> <p>ア 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないで鳥獣を捕獲する場合。</p> <p>イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合。</p> <p>4 法人に対する許可に当たっては、従事者は狩猟免許を有する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合で、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。</p>	<p>被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して、必要最小限とする。</p> <p>なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、捕獲に従事する者1人あたりの許可数量の上限を概ね下表右欄に掲げる数量とする。ただし、希少鳥獣(注)については、必要に応じて個別に検討するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="928 436 1403 1260"> <thead> <tr> <th>鳥獣名</th> <th>許 可 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハシボンガラス</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>ハシブトガラス</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>カワラバト (トバ)</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>ヒヨドリ</td> <td>100羽以内</td> </tr> <tr> <td>ムクドリ</td> <td>100羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td>スズメ</td> <td>200羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td>カモ類</td> <td>20羽以内</td> </tr> <tr> <td>カワウ</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>その他鳥類</td> <td>10羽以内</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>100頭以内</td> </tr> <tr> <td>モグラ全科</td> <td>100頭以内</td> </tr> <tr> <td>ネズミ全科 (ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)</td> <td>100頭以内</td> </tr> <tr> <td>その他獣類</td> <td>3頭以内</td> </tr> <tr> <td>外来生物等 (注)</td> <td>生息確認数以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)第11次鳥獣保護管理事業計画第一 2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方で規定するものとする</p>	鳥獣名	許 可 数 量	ハシボンガラス	50羽以内	ハシブトガラス	50羽以内	カワラバト (トバ)	50羽以内	ヒヨドリ	100羽以内	ムクドリ	100羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)	スズメ	200羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)	カモ類	20羽以内	カワウ	50羽以内	その他鳥類	10羽以内	ハクビシン	100頭以内	モグラ全科	100頭以内	ネズミ全科 (ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	100頭以内	その他獣類	3頭以内	外来生物等 (注)	生息確認数以内	<p>1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。</p> <p>ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来種である場合や、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう指導するものとする。</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。</p> <p>4 許可の期間は、原則として2か月以内とする。</p> <p>ただし、市町村等が行う法人捕獲の場合にあつては、6か月以内となるよう指導するものとする。</p> <p>5 予察捕獲の許可は、鳥獣保護事業計画に定める被害発生予察表に基づくものとする。</p>	<p>1 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生地及びその隣接地等とするものとする。</p> <p>2 市町村が行なう場合は、原則として当該市町村内であつて、被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。</p> <p>3 その他の者が行なう場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。</p> <p>4 鳥獣保護区及び休猟区における有害鳥獣捕獲については、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施することとし、他の鳥獣の繁殖に支障のないよう配慮する。</p> <p>5 特定猟具禁止区域(銃器)においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による有害鳥獣捕獲は行わないものとする。</p>	<p>1 捕獲用具は捕獲効果を考慮し最も適切なものとする。</p> <p>2 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は原則として認めないものとする。</p> <p>3 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、大型獣類には使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合はこの限りではない。</p> <p>4 指定猟法禁止区域(鉛散弾の使用)における鉛散弾の使用は認めないものとする。</p> <p>5 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせるものとする。</p> <p>6 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、若しくは、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。</p> <p>7 わなの使用に当たっては、以下の許可基準によるものとする。</p> <p>① ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合は、はこわなに限る。</p> <p>② 獣類(ツキノワグマを除く)の捕獲を目的とする許可申請の場合</p> <p>ア くくりわなを使用する場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。また、イノシシ及びニホンジカを捕獲する目的である場合は、上記の規制に加え、ワイヤーの直径が4mm以上であり、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>イ とらばさみを使用する場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。</p> <p>8 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生の遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導するものとする。</p>
鳥獣名	許 可 数 量																																		
ハシボンガラス	50羽以内																																		
ハシブトガラス	50羽以内																																		
カワラバト (トバ)	50羽以内																																		
ヒヨドリ	100羽以内																																		
ムクドリ	100羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)																																		
スズメ	200羽以内 (網使用の場合は2,000羽以内)																																		
カモ類	20羽以内																																		
カワウ	50羽以内																																		
その他鳥類	10羽以内																																		
ハクビシン	100頭以内																																		
モグラ全科	100頭以内																																		
ネズミ全科 (ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	100頭以内																																		
その他獣類	3頭以内																																		
外来生物等 (注)	生息確認数以内																																		
<p>個 体 数 調 整</p>	<p>有害鳥獣捕獲に準ずる。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために適切かつ合理的な数</p>	<p>有害鳥獣捕獲に準ずる。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間を考慮する。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の区域</p>	<p>有害鳥獣捕獲に準ずる。</p>																														

別表2

目 的		許 可 対 象 者	鳥 獣 の 種 類 ・ 員 数	許 可 の 期 間	許 可 区 域	方 法
学術研究	学 術 研 究	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な数（羽、頭、個）とする。	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具禁止区域（使用が禁止されている猟具を使用する場合）及び規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。 1 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法でないこと。 2 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 3 捕獲等又は採取等後の措置が、原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別のための指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。
	標 識 調 査	国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者（委託を受けたものから依頼されたものを含む。）	原則として、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については、鳥類各種1,000羽以内、その他の者については、同各500羽以内とする。 ただし、特に必要が認められる種にあつては、この限りでない。	1年以内	原則として、規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網（かすみ網を除く）、わな又は手捕りとする。

別表3

目 的		許 可 対 象 者	鳥 獣 の 種 類 ・ 員 数	許 可 の 期 間	許 可 区 域	方 法
そ の 他 特 別 な 事 由	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）	必要と認められる種類及び員数	1年以内	職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	傷病により保護を要する鳥獣の保護	鳥獣保護管理員、弥富野鳥園職員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び員数	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び員数	6ヶ月以内	原則として、規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	養殖している鳥類の過度の近親交配することの防止	鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限	6ヶ月以内	原則として、規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。	わな、網、手捕
その他特別な事由	鳥獣捕獲の目的に応じて個々の事例毎に判断する。					

なお、環境学習の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした鳥獣捕獲は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

別表 4

目 的	許可をしない場合の考え方
<p>有害鳥獣捕獲（対処捕獲・予察捕獲）、 個 体 数 調 整</p>	<p>ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲または個体数調整ではないと判断される場合</p> <p>イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を図るものとする。</p> <p>ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合</p> <p>エ 特定猟具禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲を行う場合、特定猟具の使用によらなくとも捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防に著しい支障が生じる場合</p>
<p>上 記 以 外 （学術研究、その他特別な事由等）</p>	<p>ア 上記アと同じ</p> <p>イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>ウ 上記ウと同じ</p> <p>エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは社寺境内、墓地といった捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義が損なわれるおそれがあるような場合</p> <p>オ 上記エと同じ</p>